

# 置戸町合葬墓のご案内

高齢化やライフスタイルの変化、遠隔地への転出等によって、親族によるお墓の維持管理や継承が困難な方、又は、経済的な理由などにより、お墓の建立などができない方など、社会情勢に対応するための選択肢の一つとして合葬墓を整備しました。



## 【概要】

＜対象＞ 焼骨、改葬焼骨  
＜納骨数＞ 約1,000体

## 【使用できる方】

- ①置戸町に設置されている墓地又は納骨施設から改葬する方  
(町外在住の方でも申請できます)
- ②置戸町に住所を有していた親族の焼骨を納骨する方  
(亡くなった方が過去に置戸町に住んでいた場合、町外在住の方でも申請できます)
- ③置戸町に住所を有する方で、親族の焼骨を納骨する方  
(申請者が置戸町民であれば、亡くなった親族が町外でも申請できます)

## 【使用料】(1回の申請につき)

焼骨1体 20,000円  
焼骨3体以上 60,000円(上限)

## 【申請時に必要な書類】

- ①合葬墓使用許可申請書
- ②埋火葬許可証又は改葬許可証(納骨堂の場合は、寺院等が発行する遺骨収蔵証明書等)
- ③住民票の除票又は戸籍の附票・・・※【使用できる方】の②で申請の場合
- ④現在、墓地において埋葬されており、墓じまいを行って合葬墓への納骨をする方で、当時の埋葬許可証や過去帳などが無い場合は、現在の墓石や墓誌の写真で可能です。

## 【納骨できる期間及び時間】

毎年5月1日から11月までの積雪がない期間で9時から16時まで（土・日・祝祭日を除く）  
※申請時に希望日をお聞きして、調整させていただきます。

## 【納骨の方法など】

- ・担当職員と日時を調整の上、職員の立ち会いのもと、使用者に納骨を行っていただきます
- ・焼骨以外の副葬品、骨箱等は納めることはできません

## 【使用上の注意】

置戸町の合葬墓は、骨箱や骨壺から焼骨のみを取り出して、直接埋蔵するお墓です。  
一度納骨した焼骨はどのような事情があっても構造上取り出すことはできません。  
申請される際は、内容を十分にご理解の上、必ず関係する親族の同意をとった上で申請してください。

- ・町では宗教的な儀式等はいりません。使用者が個々に行うことは可能ですが、供物、供花、ろうそく、線香等は同日にお引き取り願います。
- ・現在、納骨している場所が寺院等の納骨堂などの場合は、早めに事情を説明して遺骨収蔵証明書等の発行を依頼してください。

## 【申込み方法】

- ・申請書に必要な書類を添えて申請いただき、審査の上、許可証を発行いたします。合わせて使用料を納付いただきます。
- ・許可証は審査の上、後日郵送で交付いたしますので、納骨の希望日等がありましたら、早めの申請をお願いします。

<申請窓口>

〒099-1100

北海道常呂郡置戸町字置戸 181 番地

置戸町役場（1階）

町民生活課 住民生活係 電話 （0157）52-3315（直通）